

令和3年度補正 クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 (充電インフラ整備事業)

充電インフラ補助事業概要

一般社団法人 次世代自動車振興センター

はじめに

次世代自動車振興センターNeVの概要

- ～ 2007年2月18日 財団法人日本自動車研究所の一部署「電動車両普及センター」
- 2007年2月19日 有限責任中間法人 電動車両普及センターとして独立
- 2009年4月 1日 一般社団法人 次世代自動車振興センターに改名

●車両購入補助(車両購入者への補助)

「クリーンエネルギー自動車(CEV)等導入促進補助事業」(1998年度開始)

- ・現在、EV、PHV、クリーンディーゼル車、FCVが補助対象



●インフラ整備補助(インフラ設置者への補助)

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」(2013年3月開始)

- ・CEV補助金から、充電インフラに係る補助が分離独立
- ・従来の充電器本体「購入費補助」に加え「設置工事費」まで補助範囲を拡大

「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」(2013年度開始)

- ・燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備への補助

(注)NeVは「一民間団体」であり、政府機関ではない。

R3年度補正予算について **(充電インフラは予算5倍)**

クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金

令和3年度補正予算額 **375.0億円**

(1) (2) 製造産業局 自動車課

(3) 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・燃料電池戦略室

事業の内容

事業目的・概要

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。早期に電気自動車や燃料電池自動車等の需要創出や車両価格の低減を促すと同時に、車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることが喫緊の課題です。
- 本事業では、導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進します。
- また、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備等の購入費及び工事費、水素ステーションの整備費及び運営費を補助します。

成果目標

- 「グリーン成長戦略」等における、2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。
- また、車両の普及に必要な不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに15万基、水素充てんインフラを、2030年までに1,000基程度整備します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額）

補助（定額, 2/3.1/2等）

国

民間団体等

購入者、設置
事業者等

事業イメージ

(1) クリーンエネルギー自動車導入事業

電気自動車



※補助対象例

プラグインハイブリッド自動車



燃料電池自動車



250億

(2) 充電インフラ整備事業



急速充電器



普通充電器
(スタンド型)



普通充電器
(コンセント型)

※補助対象例

65億

(3) 水素充てんインフラ整備事業

【小規模】



【中規模】



【大規模】



※補助対象例

60億

本日の説明内容

I. 令和3年度補正事業概要について

1. 予算額及び事業の実施期間
2. 補助金申請から交付までの流れ
3. 補助率・充電設備
4. 充電設備の設置パターン(新規設置/追加設置/入替設置)
5. 補助上限額(充電設備本体)
6. 補助上限額(工事費)

II. 令和3年度補正事業内容について

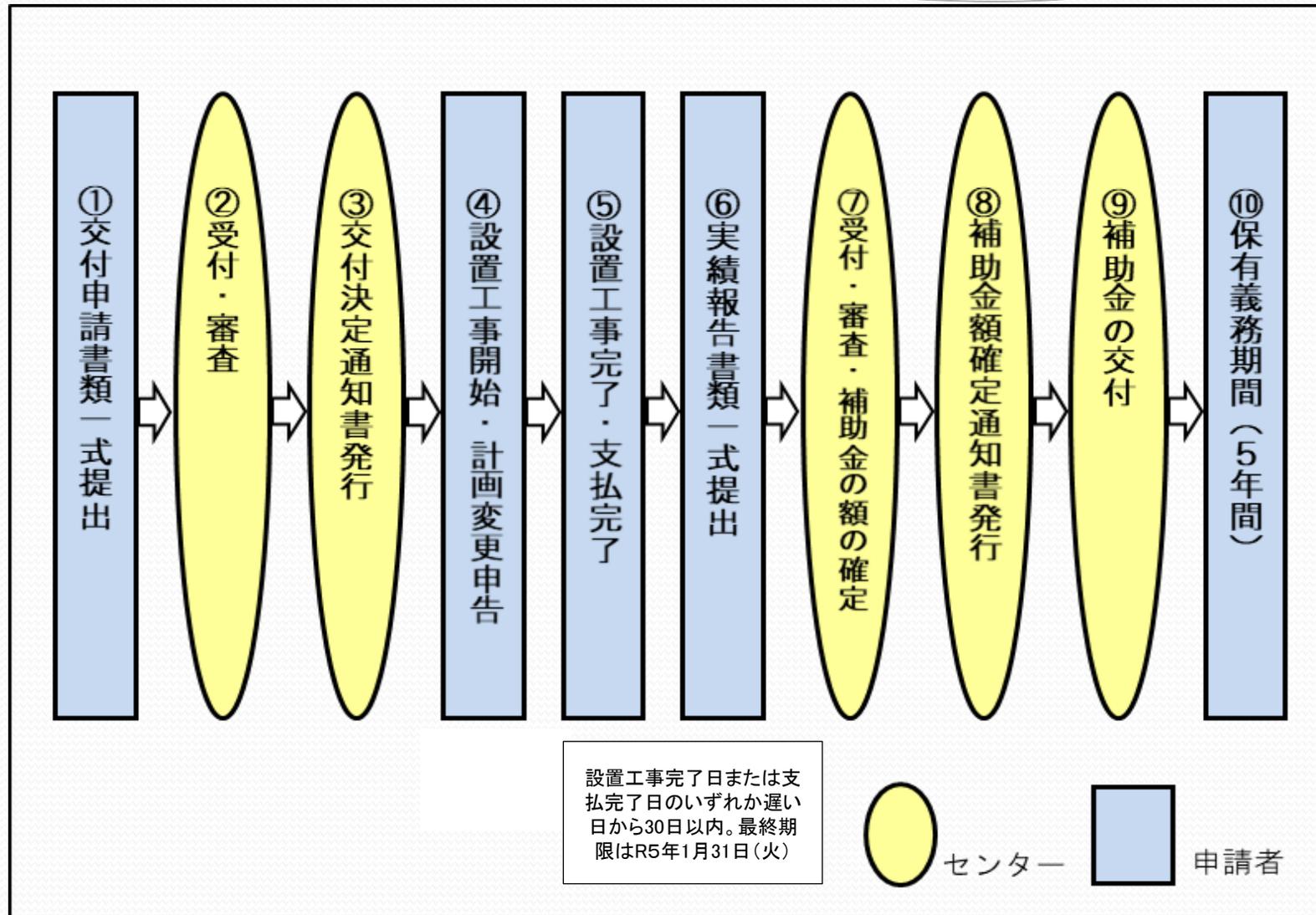
1. 各事業の内容
2. ユニバーサルデザインの推奨
3. よくある不備

(参考)設置工事費の補助上限額の算定方法

1-1. 予算額及び事業の実施期間

- **予算額:総事業費375.0億円の一部にて充電インフラ整備事業実施**
※充電インフラ整備事業としての内訳は65億円
- **交付申請期間**
令和4年3月31日(木)～ 令和4年9月30日(金)
- **申請受付:申請受付は先着順**
- **交付決定:受付日(不備不足なく交付申請が受付された日)から
30営業日以内を目途に決定**
- **実績報告提出期限:令和5年1月31日(火)**

1-2. 補助金申請から交付までの流れ



申請される方は、申請締切日までに当センターの「次世代自動車振興センターオンライン申請システム」を利用し、申請データの入力および必要書類をアップロードし、申請ボタンを押してください。

必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、書類の不備を修正するようセンターから連絡します。不備の修正が完了するまで申請は受付されませんのでご注意ください。

1-3. 補助率・充電設備 1/2

事業区分	事業	補助率
経路充電	高速道路SA・PA等	機器購入費:急速・・・定額 普通・・・1/2以内 設置工事費:定額
	道の駅	
	空白地域	
	給油所	
	公道(※)	

※ 公道とは高速道路を除く、道路法における国道、都道府県道、市町村道をいう。

1-3. 補助率・充電設備 2/2

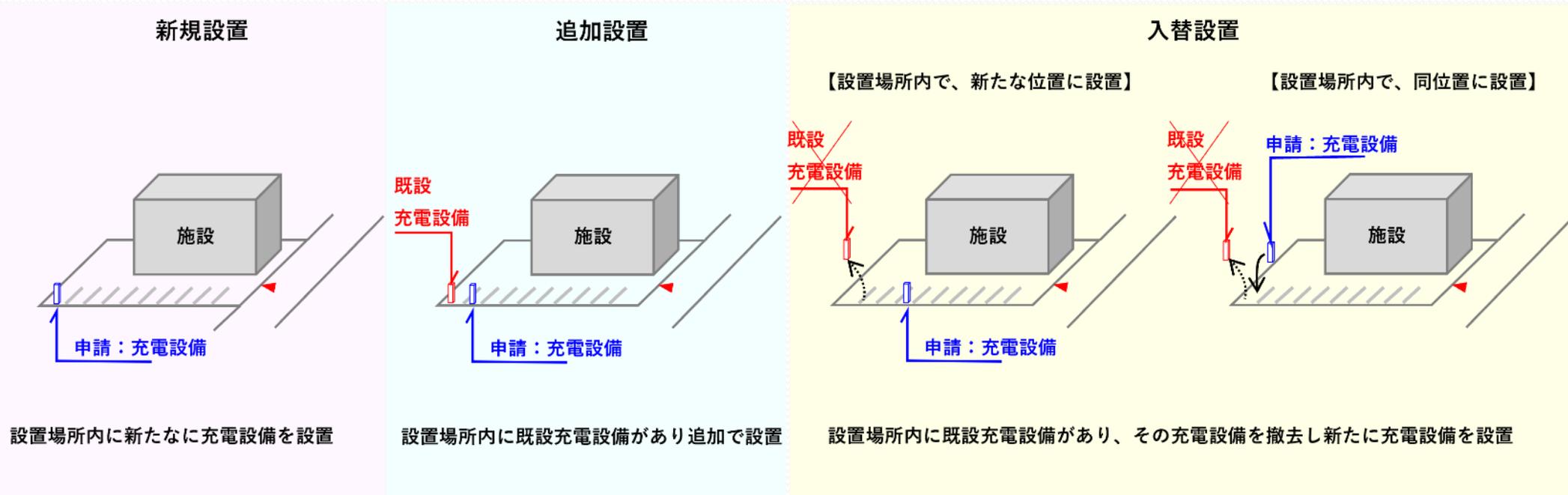
事業区分	事業	補助率
目的地充電	商業施設及び宿泊施設等	機器購入費:1/2以内 設置工事費:定額
基礎充電	マンション等	機器購入費:1/2以内 設置工事費:定額
	月極駐車場	
	事務所・工場	

※ 機器購入費の「定額」とは申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で交付決定額を算定することをいう。
設置工事費の「定額」とはセンターが審査し、工事項目ごとに算定した額またはセンターが定める設置工事にかかる補助上限額のいずれか低い方を合算した額と、事業および設置条件により定める補助金交付上限額を比較し、補助金の交付額を算定することをいう。
(本資料参考 設置工事費の補助金交付額の算定方法 参照)

※ 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドの設置のみを行う申請の場合は、設置工事費の補助率を1/2以内とする。

1-4. 充電設備の設置パターン(新規設置/追加設置/入替設置)

申請する充電設備の設置は、「新規設置」、「追加設置」、「入替設置」の3つのパターンに分かれます。



- **新規設置**：充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置すること。
- **追加設置**：充電設備が既にある場所へ充電設備を増設すること。
- **入替設置**：設置後5年以上が経過している充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えること。

I-5. 補助上限額(充電設備本体)

単位: 万円

事業区分	事業	種類	出力	補助金交付上限額		
経路充電	高速道路SA・PA等 道の駅 空白地域 給油所 公道	急速	50kW以上	600(蓄電池付き) ※3口以降300を加算	500(蓄電池無し) ※3口以降250を加算	
			10kW以上50kW未満	120		
		普通	6kW以上10kW未満	35		
			6kW未満	25		
		コンセントスタンド			11	
		コンセント			7	
目的地充電 基礎充電	商業施設及び 宿泊施設等 月極駐車場 マンション等 事務所・工場	急速	50kW以上	300(蓄電池付き) ※3口以降150を加算	250(蓄電池無し) ※3口以降125を加算	
			10kW以上50kW未満	60		
		普通	6kW以上10kW未満	35		
			6kW未満	25		
		コンセントスタンド			11	
		コンセント			7	

I-6. 補助上限額(工事費) 1/3

単位: 万円

事業区分	事業	種類	出力	駐車場形態	補助金交付上限額 (高圧受変電設備「無」)	補助金交付上限額 (高圧受変電設備「有」)
経路充電	高速道路SA・PA等 (特別な仕様に基づく工事)	急速	90kW以上	平置き	3500	3500
			50kW以上90kW未満	平置き	2850	2850
			10kW以上50kW未満	平置き	216	216
		普通 コンセントスタンド	平置き	135	135	
			機械式	135	135	
		コンセント	平置き	95	95	
	機械式		135	135		
	高速道路SA・PA等 (特別な仕様に基づかない工事) 道の駅 給油所 公道 空白地域	急速	50kW以上	平置き	280	680
			10kW以上50kW未満	平置き	216	616
		普通 コンセントスタンド	平置き	135	535	
			機械式	135	535	
		コンセント	平置き	95	495	
機械式			135	535		

I-6. 補助上限額(工事費) 2/3

単位:万円

事業区分	事業	種類	出力	駐車場形態	補助金交付上限額 (高圧受変電設備「無」)	補助金交付上限額 (高圧受変電設備「有」)
目的地充電	商業施設及び 宿泊施設等	急速	50kW以上	平置き	140	540
		急速	10kW以上50kW未満	平置き	108	508
		普通 コンセントスタンド		平置き	135	535
				機械式	135	535
		コンセント		平置き	95	495
				機械式	135	535

I-6. 補助上限額(工事費) 3/3

単位:万円

事業区分	事業	種類	出力	駐車場形態	補助金交付上限額 (高圧受変電設備「無」)	補助金交付上限額 (高圧受変電設備「有」)
基礎充電	マンション等	急速	50kW以上	平置き	140	540
			10kW以上50kW未満	平置き	108	508
		普通 コンセントスタンド	平置き	135	535	
			機械式	135	535	
		コンセント	平置き	95	495	
			機械式	135	535	
	月極駐車場 従業員駐車場 社有車駐車場	急速	50kW以上	平置き	140	540
			10kW以上50kW未満	平置き	108	508
		普通 コンセントスタンド	平置き	135	535	
			機械式	135	535	
		コンセント	平置き	95	495	
			機械式	135	535	

➤ 設置工事の申請に関する補足

項目	留意点	
工事見積書	<p>設置計画の予算面における合理性を審査するために、充電設備販売会社や工事施工会社からの正式な見積書の提出が交付申請時に必要です。 ※「材工一式」表記は受付できません。</p>	
工事申告	<p>正式な見積書を用いて工事申告を入力する必要があります。</p>	
<p>申告できる工事費用 →手引きP23～32、P207 実施細則 別表1-2</p>	<p>(1)充電設備の設置工事費</p>	<p>充電設備設置工事費、電気配線工事費、高圧受変電設備設置工事費、特別措置に基づく受電工事費</p>
	<p>(2)案内板設置工事費</p>	<p>案内板の設置、基礎工事にかかる費用</p>
	<p>(3)付帯設備設置工事費</p>	<p>ライン引き工事費、路面表示工事費、屋根・小屋の設置工事費、防護用部材設置工事費、電灯設置工事費</p>
	<p>(4)その他設置にかかる費用</p>	<p>雑材・消耗品・養生費、図面作製費、レイアウト検討費、電力会社立会・協議費、安全誘導員費、停電回避費、充電スペース造成費、現場監督等の労務費</p>
<p>補助対象とならない工事・費用 →手引きP23～32「補助対象とならない工事(例)」、手引きP35</p>	<p>他用途に利用されるための部材費・労務費(予備ブレーカーや将来用の配線配管等を含む)、既設充電設備やその他既存物の撤去や移動にかかる費用、一般管理費、現場管理費等</p>	

➤ 交付決定及び交付決定後の手続きに関する補足

項目	留意点
交付決定について	入力情報および提出書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないとしたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
交付決定通知書について	交付決定が行われると交付決定通知書が発行され、郵送されます。交付決定通知書に交付決定日が記載されます。
充電設備の発注について	<p>充電設備の発注は、交付決定通知書の受領後としてください。 なお、新品に限ります。 ※「新品」とは、充電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日以降の充電設備をいいます。</p>
工事の開始日について	<p>工事の施工開始は、交付決定通知書の受領後としてください。 「工事の開始日」とは、充電設備及び付帯設備の工事施工開始日を意味します。 (※契約は可)</p>
補助対象経費の支払方法について	<p>補助対象経費の支払は、交付決定通知書の受領後としてください。 センターがお認めする支払方法は、原則として金融機関による振込となります。 その旨を見積書等へ明記してください。</p>

II-1. 各事業の内容

【経路充電】 高速道路SA・PA等、道の駅、給油所、公道、空白地域

(手引き P79~110)

事業の概要

電欠防止または電気自動車等の利便性向上の観点から、特に有効と考えられる施設における経路充電のための公共用充電設備設置事業

公共用充電設備について

- ① 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ② 充電設備の利用者を限定せず、(※)他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可)。
- ③ 充電場所を示す「案内板」が視認性を考慮し当該施設の入口に設置されていること。
- ④ 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。

※ 充電設備の使用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により使用可能とすること。

II-1. 各事業の内容

【経路充電】 高速道路SA・PA等、道の駅、給油所、公道

(手引き P79~103)

各事業の要件

高速道路SA・PA等	設置工事に関して、「特別な仕様に基づく工事」もしくは「特別な仕様に基づかない工事」かどうかを選択されていること(※)。
道の駅	国土交通省の道の駅に登録されていること。 または、国土交通省が行う「令和4年度道の駅第57回・58回登録」に向けての申請が完了又は、完了見込であること。
給油所	設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていること。
公道	道路占用許可ならびに道路使用許可を得ていること。

※ 「特別な仕様に基づく工事」とは、充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体または高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格および仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

II-1. 各事業の内容

【経路充電】 空白地域

(手引き P105~110)

各事業の要件

空白地域

- ① 充電設備が新規に整備される場所、電欠防止または電気自動車等の利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則、道のり15km圏内に「公共用充電設備」の要件をみたす急速の公共用充電設備が設置されていないこと(※)。
- ② 設置する充電設備は、急速充電設備であること。ただし、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを急速充電設備と併設する場合は、この限りではない。

※ ただし、既設の公共用の急速充電設備が撤去されることで、「空白地域」となる場合、入替設置を行うことを追加要件として、「空白地域」と見做す。高速道路SA・PAは含まない。

※ 入替設置については、設置してから5年以上が経過していること。

II-1. 各事業の内容

【目的地充電】 商業施設、宿泊施設、等

(手引き P111~117)

事業の概要

EV・PHVの利便性向上の観点から有効であると考えられる施設における、目的地充電のための公共用充電設備設置事業

公共用充電設備について

- ① 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ② 充電設備の利用者を限定せず、(※)他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可)。
- ③ 充電場所を示す「案内板」が視認性を考慮し当該施設の入口に設置されていること。
- ④ 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。

※ 充電設備の使用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により使用可能とすること。

II-1. 各事業の内容

【目的地充電】 商業施設、宿泊施設、等

(手引き P111~117)

各事業の要件

商業施設及び 宿泊施設等

施設は、商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設、
時間貸し駐車場等を指す。

個人宅(個人宅に付随する駐車場および自宅兼事務所も含む)や
施設の従業員用駐車場等、特定の利用者しか利用できない場所への設置は除く。

※時間貸し駐車場にて申請する場合、時間貸し駐車場であることを証する表示
(料金看板)の写真をアップロードし提出。

※ 「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。

II-1. 各事業の内容

【基礎充電】 マンション等、月極駐車場、事務所・工場等

(手引き P119~137)

各事業の概要

マンション等

分譲または賃貸マンション等に属する駐車場(※1)への充電設備設置事業

月極駐車場

月極駐車場(※2)への充電設備設置事業

事務所・
工場等

事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場や、事業者が所有する社有車(※3)の
駐車場への充電設備設置事業

※1 マンション等の共用部の駐車場および居住者専用駐車場であること。

※2 「月極駐車場」とは、1か月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいう。

※3 地方公共団体が所有する公用車を含む。

II-1. 各事業の内容

【基礎充電】 マンション等、月極駐車場、事務所・工場等

(手引き P119~137)

各事業の要件

マンション等	<ul style="list-style-type: none">① 設置場所がマンション(共同住宅)等であることを証する書類の提出が可能なこと。② 充電設備の受電元は、マンション等の共用部の配電盤、分電盤等または充電設備専用の別引込であること。③ 充電設備の利用者は、当該マンション等の居住者又は当該駐車場の契約者に限られる。④ 分譲済のマンション等の場合は、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。
月極駐車場	<ul style="list-style-type: none">① 設置場所が月極駐車場であることを証する書類の提出が可能なこと。② 充電設備の利用は、月極駐車場の契約者であること。
事務所・工場等	<ul style="list-style-type: none">① 設置場所が従業員駐車場の場合は従業員専用の駐車場であること、社有車駐車場の場合は社有車専用の駐車場であることを証する書類の提出が可能なこと。② 今後、電気自動車等の新車購入(リースを含む)予定があること。

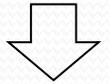
(参考) 設置工事費の補助金交付額の算定方法

別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

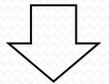
(単位：万円)

事業の種類			商業施設及び宿泊施設等への 充電設備設置事業（目的地充電）
対象となる充電設備			急速（50kW以上）
駐車場形態			平置き
充電設備の補助率			1/2以内
補助対象となる工事区分及び工事項目	説明	工事の補助率	定額（1/1以内）
(1) 充電設備設置工事費	単位		
① 充電設備設置工事費	基款	ア.基礎・据付工事	25
	基款	イ.搬入・運搬工事	8
② 電気配線工事費	基款		130
③ 高圧受変電設備設置工事費	申請	設置する充電設備出力の総和に応じた額	400
④ 特別措置に基づく受電工事費	申請		95
(1) 小計（①③を除く）			258
(2) 案内板設置工事費	単位		
案内板	申請		12
(3) 付帯設備設置工事費	単位		
① 充電スペースのライン引き	基款		5
② 路面表示	基款		15
③ 屋根	基款	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	45
④ 小屋	基款		45
⑤ 充電設備防護用部材	基款		8
⑥ 電灯	基款		5
(3) 小計			78
(4) その他設置に係る費用	単位		
① 雑材・消耗品費、養生費	申請		5
② レイアウト検討・図面作成費	申請	図面作成費	10
		レイアウト検討費	10
		電力会社立会・協議費	5
③ 安全誘導員費	申請		15
④ 停電回避費	申請	高速道路SA・PA等（特別な仕様に基づく工事）への設置	
⑤ 充電スペース造成費	申請	経路充電、目的地充電及び基礎充電の内販設マンション等への設置工事でセンターが認めた場合	50
⑥ (1)～(3)の工事がかかったその他労務費	申請	現場監督費、世話役等の労務費	17
(4) 小計			112
補助金交付上限額（高圧受変電設備の設置「無」）			140
補助金交付上限額（高圧受変電設備の設置「有」）			540

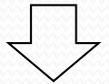
(ア) 工事項目ごとの
申告額をセンターが
審査し補助額を算定



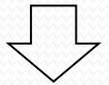
(イ) 工事項目ごとの
補助上限額



アとイを比較し、低い方
の額を合算 (A)



(ウ) 補助金交付上限額



(A)とウを比較し、
低い方を補助金
交付額とする

II-2. ユニバーサルデザインの推奨



充電設備の設置にあたっては、利用者が誰でも操作しやすいよう、ユニバーサルデザインを考慮した設置に努めることを推奨します。

なお、急速充電器については、CHAdeMO協議会が「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書7.3」にユニバーサルデザインのガイドを公表しているので参照してください。

申請の際に、ユニバーサルデザインについての確認項目がありますので、内容の申告をしてください。

※審査には影響しません。

II-3. よくある不備(見積書)

御 見 積 書					
日本橋商事株式会社 様		株式会社 桜設備		2022年6月30日	
下記の通り、お見積申し上げます。		代表取締役 桜 虎太郎			
見積金額 ¥2,486,000		〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番55号			
① 工 事 名 日本橋商事株式会社 〇〇駐車場充電設備設置工事		TEL (03) 5555-8888			
② 見積有効期 発行日より3か月		FAX (03) 2222-7777			
③ 御支払条件 振込					
品名及び仕様	数量	単位	単価	金額	備考
急速充電設備					
(株)NEV電機製 型式: ABCD-01	1	基	¥2,000,000	¥2,000,000	
④ 電気配線工事					⑤
分電盤 △△△(株) 型式: ●●-□□□	1	個	¥10,000	¥10,000	A3
配線 CVT38	20	m	¥1,800	¥36,000	A3
接地棒	1	本	¥1,000	¥1,000	A3
電線管 PF54	6	m	¥600	¥3,600	A3
電工労務費	2	人工	¥28,000	¥56,000	A3
雑材消耗品	1	式	¥3,000	¥3,000	A13
基礎工事					
生コン打設	1	m ³	¥10,600	¥10,600	A1
小屋設置工事					
小屋本体 ○〇(株) 型式: ■■	1	個	¥94,900	¥94,900	A10
小屋設置工事費	1	人工	¥28,000	¥28,000	A10
図面作製費用	4	枚	¥5,000	¥20,000	A14
端数値引き(電工労務費より値引き)				(¥3,100)	
消費税(10%)				¥226,000	
合 計(税込)				¥2,486,000	

① 申請で入力した設置場所名称を省略せず記載

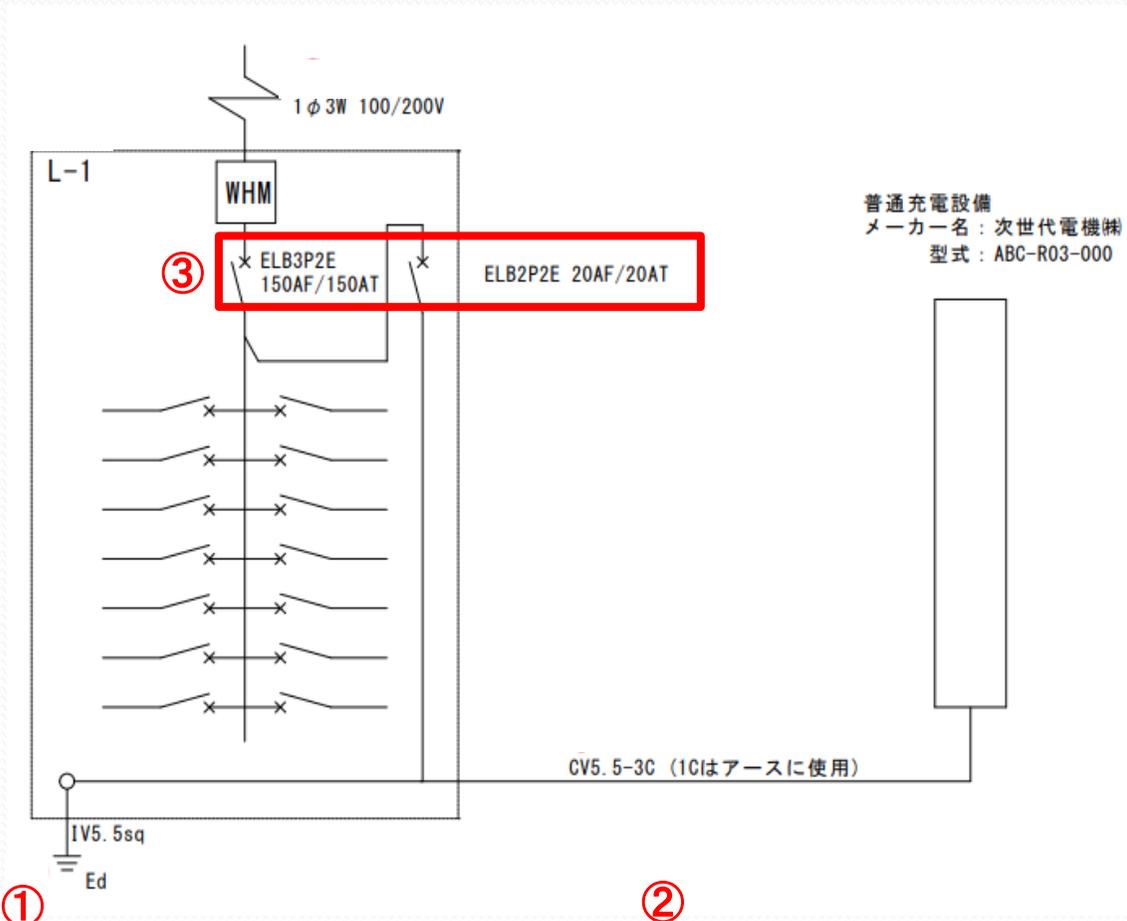
② 申請時に有効な有効期限を記載

③ 支払方法は振込のみ

④ 工事は一式ではなく部材費、材料費、労務費を分けて記載
(ブレーカーの仕様・容量)

⑤ 工事項目ごとに「申告額の計上項目先番号」を記載

II-3. よくある不備(図面共通・電気系統図)

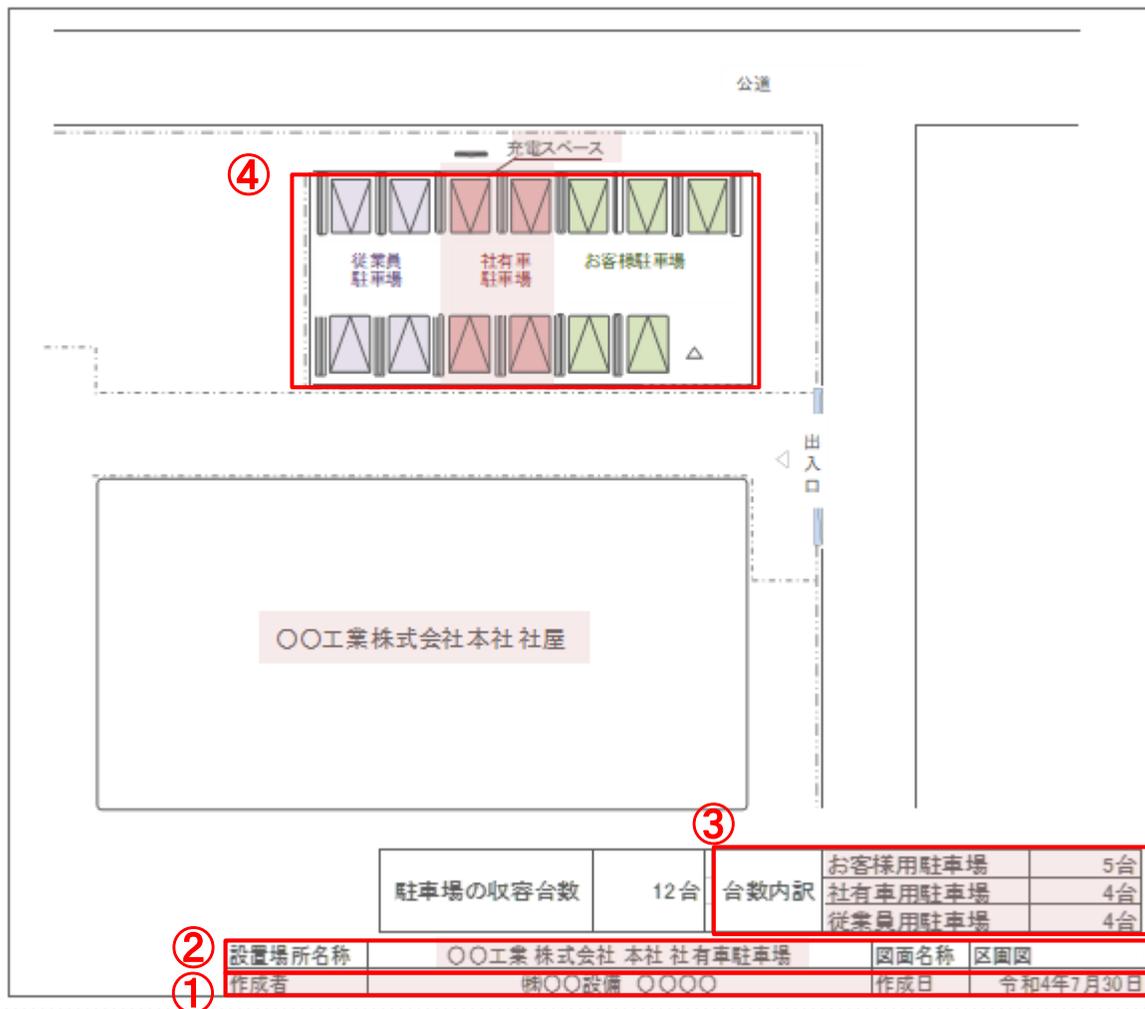


- ① 申請で入力した設置場所名称を省略せずに記載
- ② 図面名称はそれぞれ完全一致で記載
(設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図)
- ③ ブレーカーの仕様・容量を記載

設置場所	次世代モール	充電設備設置工事	図面名称	電気系統図
作成者	次世代商事株式会社	次世代 二郎	縮尺	—
			作成日	令和4年4月14日

II-3. よくある不備(駐車場の区画を分けていることを証する図面)

駐車場の区画を記載した図面の例



- ① 作成者名、作成日を記載
- ② 申請で入力した設置場所名称を省略せずに記載
- ③ 社有車および従業員駐車場の収容台数の記載
- ④ 社有車、従業員およびその他の駐車場区画の記載

II-3. よくある不備(充電設備設置パターン/オンライン申請)

NeV 一般社団法人 次世代自動車振興センター powered by FastAPP ver1.7.0.8

【充電】充電設備設置パターン

管理NO 100004 事務所_0
設置場所名称

設置場所の施設(建物)状況

設置場所の施設(建物)状況を選択して下さい。

* 新築
 既存
 改修

設置場所における既設充電設備の有無

設置場所に既設の充電設備が「有」か「無」かを選択して下さい。

有
 無

「有」の場合の既設充電設備の基数

既設充電設備が「有」だった場合、申請する充電設備の設置パターン

追加設置
 既設充電設備と入替する基数

設置場所の施設(建物)状況
「新築」「既存」「改修」は充電設備ではなく、施設(建物)の状況を選択。

※申請後の修正不可

II-3. よくある不備(充電設備情報/オンライン申請)

NeV 一般社団法人 次世代自動車振興センター powered by FastAPP ver1.7.0.8

【充電】充電設備

管理NO 100013
設置場所名称 高速_特_001

充電設備に関する事項

駐車場形態	<input type="text"/>
充電設備区分	<input type="text"/>
メーカー名	<input type="text"/>
型式	<input type="text"/>
購入価格	<input type="text"/>
設置基数	<input type="text"/>

追加ボタン

「申請」後に充電設備情報を変更することはできません。申請前に入力間違いがないことを確認し

見積書と同一のメーカー名、型式を選択。「-」以降の型式に注意。

※申請後の修正不可

II-3. よくある不備(工事申告/オンライン申請)

NeV 一般社団法人 次世代自動車振興センター powered by FastAPP ver1.7.0.8

【充電】工事申告

管理NO 100007
設置場所名称 マンション

入力額の確認

①見積総額	2,500,000	【1700:会社別見積書一]
②充電設備見積総額	2,000,000	【3000:充電設備情報】で
③工事見積総額	500,000	①見積総額 - ②充電設備見
④工事申告額	400,000	本ページで入力した申告額
⑤他の工事額	100,000	③工事見積総額 - ④工事申 ※⑤他の工事額の結果がマ

(1) 充電設備設置工事費

①充電設備設置工事費	記号	申告額	工事内容の申告
ア. 基礎・据付	A1	250,000	基礎・据付工事
イ. 搬入・運搬	A2	0	搬入・運搬工事
②電気配線工事費	A3	150,000	電気配線工事
			通信線工事
			配管工事
			ブレーカー工事
			開閉器盤設置工事
			掘削・埋設工事
			建柱工事
			ハンドホール設置工事
			デマンド工事
			課金デバイス工事
			その他工事
			高圧受変電設備工事
③高圧受変電設備設置工事費	A4	0	

※充電用コンセント本体及び、本体のオプションの費用は申告額に含まれていません。

工事申告の金額・内容は申請後の修正不可

II-3. よくある不備(予定日/オンライン申請)

NeV 一般社団法人 次世代自動車振興センター powered by FastAPP ver1.7.0.8

【充電】 予定日

管理NO 100013
設置場所名称 高速_特_001

予定日に関する事項

設置工事開始予定日*	<input type="text"/>	
設置工事完了予定日*	<input type="text"/>	
すべての支払完了予定日*	<input type="text"/>	
入札予定日	<input type="text"/>	

アップロード書類

予算が確保されていることを証する書類

**工事開始予定日・支払完了予定日は
交付決定通知書の受領後になるよう
設定**

**交付決定:受付日(不備不足なく交付
申請が受付された日)から30営業日以
内を目途に決定**

◆お問い合わせ先

充電インフラ補助コールセンター

電話:03-3548-9100

受付時間:9:00～12:00／13:00～17:00（土・日・祝日は休み）

**※現在、多くのお問合せをいただいております、お待たせする時間が長い場合がございます。
ご迷惑をおかけしておりますが、ご容赦ください。**

補足：提出書類の見本・注意点について

CEV、EV・PHV用充電設備、水素ステーションの補助金交付_一般社団法人次世代自動車振興センター

当センターについて ENGLISH
電動車活用社会推進協議会

一般社団法人
次世代自動車振興センター
次世代自動車振興センターは環境・エネルギー性能に優れた自動車の普及を促進しています

補助金情報 次世代自動車について知る イベント・広報 全国の補助事業

令和4年度 CEV補助金 「V2H充放電設備」 5月31日（火）より 申請受付を開始！ (詳細は下記「補助金申請をご希望の方へ」からご覧ください)

NEWS
新着情報

2022/06/03	お知らせ	充電設備導入をご検討の皆さま向け広報パンフレットについて
2022/05/31	お知らせ	<重要>令和4年度CEV補助金 V2H充放電設備：受付開始
2022/05/09	お知らせ	マンション等集合住宅への充電設備設置に関する広報チラシについて

過去のお知らせ
イベント情報
過去のリリース

補助金申請をご希望の方へ (該当補助金のボタンをクリックしてください)

CEV補助金 車両購入に関する 補助金情報	充電インフラ 補助金 充電設備設置に関する 補助金情報	水素供給設備 補助金 水素供給設備設置に 関する補助金情報	サポカー補助金 安全運転サポート車及び 後付け装置購入に関する補助金
------------------------------------	--	--	---

<http://www.cev-pc.or.jp/>

補足：提出書類の見本・注意点について

補足：提出書類の見本・注意点について

交付申請時に添付する書類

◆必須

名称		例
本人確認書類	注意点	
見積書	注意点	
(施工前) 要部写真	注意点	
電気系統別：図面に記載を求める範囲	注意点	
設置場所見取図	記入例	
平面図	記入例	
配線ルート図	記入例	
電気系統図	記入例	

◆個別

名称		例
借地の場合（土地の利用に関する許諾を証する書類）	注意点	
法人番号を証する書類	要件	
共同申請の場合	注意点	
資本関係がある場合	注意点	
特別措置による受電の場合	注意点	
法人格をもたないマンション管理組合の場合	注意点	
マンション等であることを証する書類	注意点	
事務所・工場等で特有の提出書類（証する書類、駐車場区画図等）	注意点	
地方公共団体が入札前に申請する場合	注意点	
地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合	注意点	

規程類・申請様式・その他
充電設備承認申請・その他
お問い合わせ

ソーシャルメディア
公式アカウント一覧



http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_kitei_R3ho.html?tab=4